

「無人航空機操縦者技能証明における身体検査実施要領」の一部改正（案）について

改正案	現行
<p>令和4年12月1日 制定（国空無機第237188号） 令和5年4月27日 一部改正（国空無機第12036号） 令和5年5月26日 一部改正（国空無機第45266号） <u>令和6年3月21日 一部改正（国空無機第236275号）</u></p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長</p> <p style="text-align: center;">無人航空機操縦者技能証明における身体検査実施要領</p>	<p>令和4年12月1日 制定（国空無機第237188号） 令和5年4月27日 一部改正（国空無機第12036号） 令和5年5月26日 一部改正（国空無機第45266号）</p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長</p> <p style="text-align: center;">無人航空機操縦者技能証明における身体検査実施要領</p>
<p>I. 目的（略）</p>	<p>I. 目的（略）</p>
<p>II. 身体検査及び証明実施上の一般的な注意及び手続き</p> <p>1. 定義</p> <p>(1) 「無人航空機操縦者身体検査証明書」とは、医師により身体検査の申請前6月以内に受けた検査の結果を規則第29号の10様式に記載したものをいう。当該様式は別添1として本要領に添付するものとする。（規則第236条の38第8項第1号）</p> <p>(2) 「身体検査合格証明書」とは、身体検査の各項目について合格基準に達した者に対し、国土交通大臣から交付されるものをいう。（規則第236条の50第2項）</p> <p>(3) 「航空身体検査証明書」とは、航空従事者技能証明の資格に係る規則別表第4で定める身体検査基準に適合す</p>	<p>II. 身体検査及び証明実施上の一般的な注意及び手続き</p> <p>1. 定義</p> <p>(1) 「無人航空機操縦者身体検査証明書」とは、医師により身体検査の申請前6月以内に受けた検査の結果を規則第29号の10様式に記載したものをいう。当該様式は別添1として本要領に添付するものとする。（規則第236条の38第8項第1号）</p> <p>(2) 「身体検査合格証明書」とは、身体検査の各項目について合格基準に達した者に対し、国土交通大臣から交付されるものをいう。（規則第236条の50第2項）</p> <p>(3) 「航空身体検査証明書」とは、航空従事者技能証明の資格に係る規則別表第4で定める身体検査基準に適合す</p>

<p>るとして国土交通大臣又は指定航空身体検査医から交付されるものをいう。(規則第24号様式)</p> <p><u>(4)「航空機操縦練習許可書」とは、航空法(昭和27年法律第231号)第35条第4項の航空機操縦練習許可書をいう。(規則第27号様式)</u></p> <p><u>(5)</u>「検査員」とは、法第132条の47第2項に規定する身体検査に関し、身体検査基準への適合性について身体検査の実施及び判定を行う者をいう。</p> <p><u>(6)</u>「検査員補助員」とは、身体検査の実施を補助する者であって、身体検査の各項目について測定等を行う者をいう。ただし、身体検査基準への適合性に関する判定は実施することができない。</p>	<p>るとして国土交通大臣又は指定航空身体検査医から交付されるものをいう。(規則第24号様式)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4)</u>「検査員」とは、法第132条の47第2項に規定する身体検査に関し、身体検査基準への適合性について身体検査の実施及び判定を行う者をいう。</p> <p><u>(5)</u>「検査員補助員」とは、身体検査の実施を補助する者であって、身体検査の各項目について測定等を行う者をいう。ただし、身体検査基準への適合性に関する判定は実施することができない。</p>
<p>2. ～6. (略)</p>	<p>2. ～6. (略)</p>
<p>Ⅲ. 身体検査の方法</p> <p>1. 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明(最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。)及び二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る身体検査基準</p> <p>規則第236条の47の規定により、身体検査は次のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>(1) 規則第236条の47第3項の規定による書類の確認</p> <p>有効な身体検査合格証明書、航空身体検査証明書又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるものの写しの提出。なお、「国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの」は、既得の技能証明書、<u>道路</u>交通法(昭和35年法律</p>	<p>Ⅲ. 身体検査の方法</p> <p>1. 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明(最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。)及び二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る身体検査基準</p> <p>規則第236条の47の規定により、身体検査は次のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>(1) 規則第236条の47第3項の規定による書類の確認</p> <p>有効な身体検査合格証明書、航空身体検査証明書又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるものの写しの提出。なお、「国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの」は、既得の技能証明書<u>又は</u>道路交通法(昭和35年法</p>

<p>第105号) 第92条第1項に規定する運転免許証 (以下「運転免許証」という。) <u>又は航空機操縦練習許可書</u>とする。</p> <p>(2) 規則第236条の47第2項の規定による書類の確認</p> <p>医師により身体検査の申請前6月以内に受けた検査の結果を記載した別添1による無人航空機操縦者身体検査証明書の提出。</p> <p>(3) 上記(1)又は(2)以外の方法で身体検査を受けようとする者にあつては、規則第236条の47第1項の規定による別表第6の検査項目の欄に掲げる項目について身体検査を受検。</p>	<p>律第105号) 第92条第1項に規定する運転免許証 (以下「運転免許証」という。) とする。</p> <p>(2) 規則第236条の47第2項の規定による書類の確認</p> <p>医師により身体検査の申請前6月以内に受けた検査の結果を記載した別添1による無人航空機操縦者身体検査証明書の提出。(3) 上記(1)又は(2)以外の方法で身体検査を受けようとする者にあつては、規則第236条の47第1項の規定による別表第6の検査項目の欄に掲げる項目について身体検査を受検。</p>
<p>1-1. 身体検査合格証明書、航空身体検査証明書、既得の技能証明書、<u>運転免許証</u> <u>又は航空機操縦練習許可書</u>の写しを提出した者の身体検査は、次の要領で行うものとする。</p> <p>① 規則第236条の47第3項第1号の規定により、身体検査を受けた日から1年以内に提出された身体検査合格証明書に関する書類確認は次の方法により行う。</p> <p>イ 一等無人航空機操縦士試験 (最大離陸重量25キログラム未満の回転翼航空機 (ヘリコプター)、回転翼航空機 (マルチローター) 又は飛行機についての限定 (以下「最大離陸重量25キログラム未満についての限定」という。) をしないもの (当該限定の変更をされるものを含む。) に限る。) の身体検査に合格した場合の身体検査合格証明書の提出があつたときは、当該身体検査合格証明書の有効期間を確認の上、一等無人航空機操縦士試験及び二等無人航空機操縦士試</p>	<p>1-1. 身体検査合格証明書、航空身体検査証明書、既得の技能証明書 <u>又は</u> 運転免許証の写しを提出した者の身体検査は、次の要領で行うものとする。</p> <p>① 規則第236条の47第3項第1号の規定により、身体検査を受けた日から1年以内に提出された身体検査合格証明書に関する書類確認は次の方法により行う。</p> <p>イ 一等無人航空機操縦士試験 (最大離陸重量25キログラム未満の回転翼航空機 (ヘリコプター)、回転翼航空機 (マルチローター) 又は飛行機についての限定 (以下「最大離陸重量25キログラム未満についての限定」という。) をしないもの (当該限定の変更をされるものを含む。) に限る。) の身体検査に合格した場合の身体検査合格証明書の提出があつたときは、当該身体検査合格証明書の有効期間を確認の上、一等無人航空機操縦士試験及び二等無人航空機操縦士試</p>

験の身体検査を合格とする。

ロ 一等無人航空機操縦士試験（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。）又は二等無人航空機操縦士試験の身体検査に合格した場合の身体検査合格証明書の提出があったときは、当該身体検査合格証明書の有効期間を確認の上、一等無人航空機操縦士試験（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士試験の身体検査を合格とする。

② 規則第 236 条の 47 第 3 項第 2 号の規定により航空身体検査証明書の有効期間内に提出があったときは、1 年又は当該航空身体検査証明書の有効期間のいずれか短い期間を有効期間として身体検査を合格とする。

③ 規則第 236 条の 47 第 3 項第 3 号の規定による「その他国土交通大臣が定める場合」とは既得の技能証明書、運転免許証又は航空機操縦練習許可書がこれらの有効期間内に提出された場合とする。提出された既得の技能証明書、運転免許証又は航空機操縦練習許可書の内容が身体検査基準に該当することの書類の確認の方法は次のとおりとする。

イ 一等無人航空機操縦士（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をしないものに限る。）の資格についての技能証明書の提出があったときは、1年又は当該技能証明書の有効期間のいずれか短い期間を有効期間として、一等無人航空機操縦士試験及び二

験の身体検査を合格とする。

ロ 一等無人航空機操縦士試験（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。）又は二等無人航空機操縦士試験の身体検査に合格した場合の身体検査合格証明書の提出があったときは、当該身体検査合格証明書の有効期間を確認の上、一等無人航空機操縦士試験（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士試験の身体検査を合格とする。

② 規則第 236 条の 47 第 3 項第 2 号の規定により航空身体検査証明書の有効期間内に提出があったときは、1 年又は当該航空身体検査証明書の有効期間のいずれか短い期間を有効期間として身体検査を合格とする。

③ 規則第 236 条の 47 第 3 項第 3 号の規定による「その他国土交通大臣が定める場合」とは既得の技能証明書又は運転免許証がこれらの有効期間内に提出された場合とする。提出された既得の技能証明書又は運転免許証の内容が身体検査基準に該当することの書類の確認の方法は次のとおりとする。

イ 一等無人航空機操縦士（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をしないものに限る。）の資格についての技能証明書の提出があったときは、1年又は当該技能証明書の有効期間のいずれか短い期間を有効期間として、一等無人航空機操縦士試験及び二

等無人航空機操縦士試験の身体検査を合格とする。
ただし、条件が付されている場合にあつては、当該条件を付すこととする。

ロ 一等無人航空機操縦士（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。）又は二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明書の提出があつたときは、1年又は当該技能証明書の有効期間のいずれか短い期間を有効期間として、一等無人航空機操縦士試験（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士試験の身体検査を合格とする。ただし、条件が付されている場合にあつては、当該条件を付すこととする。

ハ 運転免許証の提出があつたときは、1年又は当該運転免許証の有効期間のいずれか短い期間を有効期間として、一等無人航空機操縦士試験（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士試験の身体検査を合格とする。ただし、条件が付されている場合にあつては、当該条件を付すこととする。

三 航空機操縦練習許可書の提出があつたときは、当該航空機操縦練習許可書の有効期間を有効期間として、一等無人航空機操縦士試験（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士試験の身体検査を合格と

等無人航空機操縦士試験の身体検査を合格とする。
ただし、条件が付されている場合にあつては、当該条件を付すこととする。

ロ 一等無人航空機操縦士（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。）又は二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明書の提出があつたときは、1年又は当該技能証明書の有効期間のいずれか短い期間を有効期間として、一等無人航空機操縦士試験（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士試験の身体検査を合格とする。ただし、条件が付されている場合にあつては、当該条件を付すこととする。

ハ 運転免許証の提出があつたときは、1年又は当該運転免許証の有効期間のいずれか短い期間を有効期間として、一等無人航空機操縦士試験（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士試験の身体検査を合格とする。ただし、条件が付されている場合にあつては、当該条件を付すこととする。

(新設)

<p style="text-align: center;"><u>する。ただし、条件が付されている場合にあつては、当該条件を付すこととする。</u></p>	
<p>1－2.・1－3. (略)</p>	<p>1－2.・1－3. (略)</p>
<p>2. 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をしないもの（当該限定の変更をされるものを含む。）に限る。）に係る身体検査基準</p> <p>規則別表第6に掲げる国際民間航空条約の附属書一第177改訂版に規定する第三種身体検査基準に相当する基準に適合するかどうかについて、検査及び判定を行うにあたり、その検査及び判定の方法を定めるものとする。</p> <p>規則第236条の47の規定により、身体検査は次のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>(1) 規則第236条の47第2項の規定による書類の確認</p> <p>医師により身体検査の申請前6月以内に受けた2－3. 身体検査項目に規定する検査項目についての検査の結果を記載した別添1及び別添4（別添1に添付する別紙）による無人航空機操縦者身体検査証明書の提出。</p> <p>(2) 規則第236条の47第3項の規定による書類の確認</p> <p>有効な一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をしないものに限る。）に係る身体検査合格証明書、<u>航空身体検査証明書又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの</u>の写しの提出。<u>なお、「国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの」は、航空機操縦練習許可書とする。</u></p>	<p>2. 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をしないもの（当該限定の変更をされるものを含む。）に限る。）に係る身体検査基準</p> <p>規則別表第6に掲げる国際民間航空条約の附属書一第177改訂版に規定する第三種身体検査基準に相当する基準に適合するかどうかについて、検査及び判定を行うにあたり、その検査及び判定の方法を定めるものとする。</p> <p>規則第236条の47の規定により、身体検査は次のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>(1) 規則第236条の47第2項の規定による書類の確認</p> <p>医師により身体検査の申請前6月以内に受けた2－3. 身体検査項目に規定する検査項目についての検査の結果を記載した別添1及び別添4（別添1に添付する別紙）による無人航空機操縦者身体検査証明書の提出。</p> <p>(2) 規則第236条の47第3項の規定による書類の確認</p> <p>有効な一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をしないものに限る。）に係る身体検査合格証明書<u>及び</u>航空身体検査証明書の写しの提出。</p>

2-1. 身体検査合格証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の写しを提出した者の身体検査は、次の要領で行うものとする。

(1) 規則第236条の47第3項第1号の規定により、身体検査を受けた日から1年以内に一等無人航空機操縦士試験の資格についての技能証明（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をしないものに限る。）の身体検査に合格した場合の身体検査合格証明書の提出があったときは、当該身体検査合格証明書の有効期間を確認の上、身体検査を合格とする。

(2) 規則第236条の47第3項第2号の規定により航空身体検査証明書の有効期間内に提出があったときは、1年又は当該航空身体検査証明書の有効期間のいずれか短い期間を有効期間として身体検査を合格とする。

(3) 規則第236条の47第3項第3号の規定による「その他国土交通大臣が定める場合」とは航空機操縦練習許可書がその有効期間内に提出された場合とする。航空機操縦練習許可書の提出があったときは、当該航空機操縦練習許可書の有効期間を有効期間として、一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をしないもの（当該限定の変更をされるものを含む。）に限る。）の身体検査を合格とする。ただし、条件が付されている場合にあっては、当該条件を付すこととする。

2-2.・2-3. (略)

2-1. 身体検査合格証明書又は航空身体検査証明書の写しを提出した者の身体検査は、次の要領で行うものとする。

(1) 規則第236条の47第3項第1号の規定により、身体検査を受けた日から1年以内に一等無人航空機操縦士試験の資格についての技能証明（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をしないものに限る。）の身体検査に合格した場合の身体検査合格証明書の提出があったときは、当該身体検査合格証明書の有効期間を確認の上、身体検査を合格とする。

(2) 規則第236条の47第3項第2号の規定により航空身体検査証明書の有効期間内に提出があったときは、1年又は当該航空身体検査証明書の有効期間のいずれか短い期間を有効期間として身体検査を合格とする。

(新設)

2-2.・2-3. (略)

IV.・V. (略)	IV.・V. (略)
<p>附 則 (令和4年12月1日 国空無機第237188号) この通達は、令和4年12月5日から施行する。</p> <p>附 則 (令和5年4月27日 国空無機第12036号) 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明 (最大離陸重量25kg未満についての限定をしないもの。(当該限定の変更をされるものを含む。)) に係る無人航空機操縦者身体検査に関する改正 この通達は、令和5年4月27日から施行する。</p> <p>附 則 (令和5年5月26日 国空無機第45266号) この通達は、令和5年5月26日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和6年3月21日 国空無機第236275号)</u> <u>この通達は、令和6年3月21日から施行する。</u></p> <p>本要領に関する質問・意見については、下記に問い合わせること。 国土交通省航空局安全部無人航空機安全課 〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話番号03-5253-8615</p>	<p>附 則 (令和4年12月1日 国空無機第237188号) この通達は、令和4年12月5日から施行する。</p> <p>附 則 (令和5年4月27日 国空無機第12036号) 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明 (最大離陸重量25kg未満についての限定をしないもの。(当該限定の変更をされるものを含む。)) に係る無人航空機操縦者身体検査に関する改正 この通達は、令和5年4月27日から施行する。</p> <p>附 則 (令和5年5月26日 国空無機第45266号) この通達は、令和5年5月26日から施行する。</p> <p>本要領に関する質問・意見については、下記に問い合わせること。 国土交通省航空局安全部無人航空機安全課 〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話番号03-5253-8615</p>
別添1～別添4 (略)	別添1～別添4 (略)